

2025年1月31日  
日本貨物鉄道株式会社

## 「保安監査の結果に対する改善措置」の国土交通省への報告について

本日、国土交通大臣に「JR貨物の安全確保のために講ずべき措置」について、報告しましたので、お知らせいたします。

これは、当社において、輪軸の圧入作業に関する作業記録の書き換え等の不適切事案が判明したことから、鉄道事業法第56条第1項に基づく保安監査が実施され、2024年10月31日に国土交通大臣から「輸送の安全に関する事業改善命令」および、4項目からなる「JR貨物の安全確保のために講ずべき措置」が命ぜられたことを受けたものです。

当社としては、講ずべき措置の4つの項目、「規程類の整備」、「教育体制の改善」、「作業記録の書き換えの防止」「安全管理体制の点検、見直し」で報告した内容を着実に実施すると共に、他の部門を含めて会社全体の安全管理体制を盤石なものとするために新たに「業務監査室」を設置し、これまでの本社、支社、現場による作業確認、安全監査室による監査に加え、業務監査室による多角的な視点からの監査により安全管理体制を強化していきます。

なお、「安全管理体制の点検、見直し」につきましては、2025年3月末の期日までに改めて報告を行います。

今回の輪軸の圧入作業に関しての不適切事案については、鉄道の信頼を失墜させるものであり、二度とこのような事案を発生させないため、全社をあげて安全管理体制の強化に取り組み、輸送の安全確保に万全を期し、社員一丸となり信頼回復に努めていきます。

改めて、貨物鉄道輸送をご利用いただいております、お客様をはじめ関係の皆様にご多大なるご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

(別添) 保安監査の結果に対する改善措置について (報告)

国土交通大臣 中野 洋昌 殿

日本貨物鉄道株式会社  
代表取締役社長兼社長執行役員 犬飼 新

保安監査の結果に対する改善措置について（報告）

貴省より令和6年10月31日に発出された「輸送の安全に関する事業改善命令」（国鉄技第103号、国鉄施第135号、国鉄安第100号）の別添「JR貨物の安全確保のために講ずべき措置」について、以下の通りご報告申し上げます。

この度は、貨物鉄道輸送をご利用いただいております、お客様をはじめ関係の皆様にご多大なるご迷惑をおかけしましたことを改めて、深くお詫び申し上げます。

当社は、全社をあげて安全管理体制の強化に取り組み、輸送の安全確保に万全を期し、社員一丸となり信頼回復に努める所存でございます。

なお、下記報告の中で改善予定及び計画途中等の内容については、別途ご報告申し上げます。

記

1. 規程類の整備について

- ◎ 輪軸組立作業に関し、規程類を社内で体系的に整備すること
- ◎ 規程類を適切に管理できる体制に改善すること

【確認された事実関係「(ア) 規程類に関する実態」に対する対策】

(1) 改善措置（緊急対策）

- (i) 輪軸組立作業に関する基準値を、通達で統一した。(2024年10月3日実施済)

(2) 改善措置（恒久対策）

- (i) 社内規程である車両整備実施基準及び同細則の下位に、輪軸組立作業の基準値を「輪軸検査標準」として規程化した。(2024年12月11日実施済)
- (ii) 各車両所にある輪軸組立に関する作業マニュアル（以下「輪軸組立作業マニュアル」という。）を見直した。(2024年10月輪軸組立作業再開時に実施済)
- (iii) 車両部企画グループに、検査標準を作成、管理する専任の担当者を配置する。  
(2025年2月に専任の担当者を配置予定)
- (iv) 輪軸組立作業以外の、車両の走行の安全に関わる重要な装置及び組立作業（非破壊検査、車軸軸受及び台車組立作業）の検査標準を本社で作成し、順次規程化する。  
(2025年9月までに実施予定)

- (v) 本社及び支社は、緊急対策で見直した輪軸組立作業マニュアルに定められた基準値が、規程類（車両整備実施基準細則、検査標準）に準拠していることを定期的（年1回、安全総点検時）に確認する体制とする。（2025年度 夏季の輸送安全総点検時から実施）また、輪軸組立作業以外の、車両の走行の安全に関わる重要な装置及び組立作業（非破壊検査、車軸軸受及び台車組立作業）に関しても、同様の体制とする。
- （2025年度 年末年始の輸送安全総点検時から実施予定）

## 2. 教育体制の改善について

◎ 輪軸組立作業に関し、体系的、計画的に教育を実施すること

【確認された事実関係「(ウ) 係員の知識と教育の実態」に対する対策】

### (1) 改善措置（緊急対策）

- (i) 輪軸組立作業担当者（輪西、川崎及び広島車両所）に対して、圧入力管理の重要性について、作業の理論、リスク及び注意事項を現業機関の管理者が説明できるように本社が作成した資料を用いて現業機関の管理者が再教育を行い、上限値を上回った際のリスク等について周知した。（2024年9月24日～10月4日実施済）
- (ii) 2. (1) (i) と同様に、輪軸組立作業担当者に対して、本社が作成した資料「検査記録の重要性について」を用いて、現業機関の管理者が再教育を行い、基準を遵守することの重要性について周知した。（2024年9月24日～10月4日実施済）
- (iii) 車両所の業務に従事する、すべての社員に安全の重要性の理解を深めるため安全研修施設「刻心塾」で行っている安全教育を受講させる。
- （2025年度中に輪軸組立作業担当者全員に対し実施）

### (2) 改善措置（恒久対策）

- (i) 輪軸組立作業担当者に対して、現業機関の管理者が、圧入力管理の重要性について、2. (1) (i) で記載した本社作成の資料を使用して、継続的に机上教育を行う。
- （2025年度から車両所の年間教育計画に基づき年に1回の実施を盛り込む）
- (ii) 輪軸組立作業担当者に対して、現業機関の管理者が、規程類（車両整備実施基準細則、検査標準）及び輪軸組立作業マニュアルを使用し、作業の理論、リスク及び注意事項について継続的に机上教育を行う。
- （2025年度から車両所の年間教育計画に基づき年に1回の実施を盛り込む）
- (iii) 輪軸組立作業担当者が輪軸組立作業マニュアルどおりに作業ができているかを、本社及び支社が定期的（年1回、安全総点検時）に確認する。
- （2025年度 夏季の輸送安全総点検から確認開始）
- (iv) 輪軸組立作業以外の、車両の走行の安全に関わる重要な装置及び組立作業（非破壊検査、車軸軸受及び台車組立作業）についても、2. (2) (i) ～ (iii) と同様の机上教育等を行っていく。（2025年10月以降、実施予定）

- (v) 輪軸組立作業の OJT を行う担当者に対して、OJT 手法の教育を車両部及び本社車両検修教育グループが行う。(2025 年度実施予定)
- また、輪軸組立作業以外の、車両の走行の安全に関わる重要な装置及び組立作業（非破壊検査、車軸軸受及び台車組立作業）についても同様の教育を行う。(2026 年度開始予定)
- (vi) 本社車両検修教育グループで行う管理者向けの集合教育のカリキュラム（検修助役研修）（年 1 回開催）に専門性が高い車両所業務を追加する。（専門性が高い車両所業務の例：輪軸検修業務）(2025 年度開始予定)
- (vii) 車両所相互間で作業内容を共有し技術力及び安全意識の向上を図るため、輪軸組立作業を行う担当者を集めた勉強会を本社が開催する。勉強会の内容に応じて適宜メーカーや他鉄道事業者などに参加を要請する。2025 年は広島、大宮及び川崎車両所の 3 車両所において開催し、2026 年度以降は、年間教育計画に基づき年 1 回開催する。(2025 年 1 月（第 1 回開催済）)
- (viii) 輪軸組立作業以外の、車両の走行の安全に関わる重要な装置及び組立作業（非破壊検査、車軸軸受及び台車組立作業）についても、2. (2) (vii) と同様の勉強会を本社が開催していく。(2026 年度開始予定)
- (ix) 検査記録の重要性を考える強化月間（毎年 9 月に実施）の制定
- 9 月を「検査記録の重要性を考える強化月間」に指定し、今回の一連の行為を心に留め、輸送の安全確保の仕組みを根底から覆すような事態を二度と起こさないように、各箇所一斉に検査記録の重要性に関する教育を行う。

◎ コンプライアンスに関し、体系的、計画的に教育を行うこと

【確認された事実関係「(ウ) 係員の知識と教育の実態」に対する対策】

(3) 改善措置（恒久対策）

(i) コンプライアンス・法務部の取り組み

- ・ 2025 年度教育計画の策定に際し、本社及び支社における全ての研修においてコンプライアンス教育をカリキュラムに盛り込み、継続的に行う。
- ・ コンプライアンス・法務部が行う研修（新入社員向け、系統別（運転士、検修等）、グループ会社向け、コンプライアンス相談員向け及び個別出前研修）に、「不正の撲滅」に向けた内容を盛り込む。
- ・ 2025 年 4 月より展開予定の「コンプライアンス映像教材 5」のテーマを「不正の撲滅」とし、不正を「自分ごと」として捉え、自ら考え、気付きを促す内容として展開する。受講状況については、毎月確認を行い、リマインド等により全社員にもれなく受講させる。
- ・ 全社員を対象としたコンプライアンスハンドブックの記載内容に関する知悉確認を Microsoft Forms を使用して継続的に行う。(選択式の課題に全問正解するまで再受講させる)

(ii) 安全統括本部の取り組み

- ・ 速やかな正しい報告のパワーポイント教材を適宜改訂し、年間教育計画で全現業機関において教育する項目とし、安全総点検で実施状況を確認する。

- ・ 車両部の定める「検査記録の重要性を考える強化月間」（毎年9月に実施）に合わせて、安全の社内誌においても速やかな正しい報告が、なぜ必要なのかという資料を掲載する。
- ・ 現業機関からの報告が上がりやすい環境を構築するため、安全総点検の際に行っている本社、支社及び現業機関の社員が参加する意見交換会や、ヒヤリハット活動を活用し、本社、支社と現業機関の間の信頼関係を醸成していく。意見交換会、ヒヤリハット活動で共有した課題について、解決策を検討し、結果を展開する。
- ・ 現業機関から自主的に報告が上がりやすくするため、ヒヤリハット報告のうち、事故の芽を摘む好事例を社内ポータルサイトに掲載し、積極的に情報共有する。

### 3. 作業記録の書き換えの防止について

- ◎ 作業記録の書き換えが容易に行われない仕組みを確立すること
  - ◎ 作業記録の重要性を周知するとともに、圧入作業に関する作業記録の管理体制を改善すること
  - ◎ 内部監査等の仕組みを検証し、不適切な取り扱いが見過ごされない体制を整備すること
- 【確認された事実関係「(イ) 現業機関における圧入作業の実態」、「(エ) 作業記録の書き換えの実態」、「(オ) 作業の管理の実態」に対する対策】

#### (1) 改善措置（緊急対策）

- (i) 輪軸の使用可否判断のルールを通達し明確化した。(2024年10月3日実施済)

#### (2) 改善措置（恒久対策）

##### (i) 輪軸圧入装置の改修

- ・ 作業担当者が圧入力値を修正できないようにプログラムを改修する。
- ・ 改修対象箇所：輪西、川崎、大宮及び広島車両所

【輪西車両所】2024年9月20日実施済

【川崎車両所】2025年1月27日実施済

【広島車両所】2024年12月20日実施済

【大宮車両所】2025年3月25日実施予定

##### (ii) 輪軸検査データの記録及び管理

輪軸の使用可否判断に必要なデータ（圧入力チャート、圧入力値等）を記録し、それを管理者が必ず確認するよう車両管理システムを改修する。(2025年2月実施)

##### (iii) 輪軸組立作業以外の、車両の走行の安全に関わる重要な装置及び組立作業の検査データの記録及び管理

非破壊検査、車軸軸受及び台車組立作業についても、検査標準を新たに制定し、車両管理システムで検査データを記録し、管理する体系とする。(2025年度完了予定)

##### (iv) 安全監査の内容及び体制の強化

- ・ 安全監査室は、現業機関管理者が当該現業機関の整備する作業マニュアルどおりの作業が行われていることを把握しているかを、確認する。
- ・ 安全監査室の要員を増強する。(2024年11月実施済)

- ・各支社安全部の社員に安全監査員教育を行い、安全監査室が行う安全監査をサポートする体制とする。(安全監査員教育は2024年度末までに実施済)

(v) 業務監査室の設置

社長直轄の組織として新たに監査部内に「業務監査室」を設置し、鉄道事業に係る業務執行状況及び業務管理体制、業務フローや業務手順の整備・運用状況、規程類の遵守状況、教育の実施状況、コンプライアンスの浸透状況、業務改善風土の有無、現業機関及び本社、支社業務主管部室の業務の管理状況などを監査し、内部統制状況の確認、強化・充実につなげていく。(2024年11月実施済)

なお、業務監査室の体制は、要員体制5名(室長1名、副室長2名、室員2名)で構成し、外部有識者の知見を得る。

#### 4. 安全管理体制の点検と見直し

◎ 同様の問題が他の部門や作業で無いか点検し、必要な見直しを行うこと

(1) 改善措置(緊急対策)

- (i) 駅及び運転の現業機関において、省令違反及び過去の保安監査における指摘事項について、臨時の安全総点検と社員アンケートを実施した。その結果、数値等を書き換えるなど不適切な行為などは認められなかった。
- (ii) 鉄道設備及び車両検修においても同様に臨時の安全総点検と社員アンケートを実施した。アンケートで得られた意見に対する対策を2025年3月31日までに報告する。

(2) 改善措置(恒久対策)

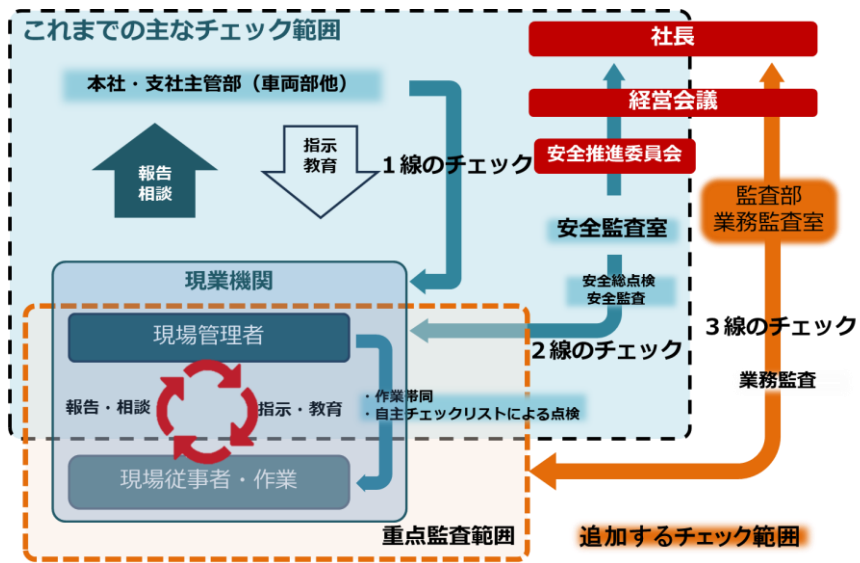
(i) 安全総点検での作業実態の確認

臨時の安全総点検で確認された改善すべき項目について本社、支社及び現業機関が連携し改善を行い、その後、安全総点検において実施状況を確認する。その他、各現業機関で定めている作業マニュアル等が各種規程に基づいて作成されているか、作業マニュアルどおりの作業を実施しているかを確認する。

(ii) 業務監査室と安全監査室の連携

業務監査室は現業機関の作業が作業マニュアルどおりに行われているか等を監査する。安全監査室は安全マネジメント制度に基づき、現業機関の実態を確認し安全管理体制が機能しているか等を監査する。両監査室で双方の監査結果を共有し、各現業機関の安全管理体制を点検、強化していく。

(iii) 現状と今後の比較



以上